

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ

(厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人（うち職場での受動喫煙は7,792人）が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を三重労働局のご支援を得て下記により開催することといたしました。ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成29年11月30日 14時00分から16時10分

場所：サン・ワーク津（裏面地図参照）

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

（三重県健康福祉部医療対策局健康づくり課担当者が講義。）

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組

（三重労働局労働基準部健康安全課担当者が講義。）

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

（厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）についても紹介します。）

参加要領：申込書（裏面）に事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載して、ファックスでお申込みください。

申込期限：11月10日

参加費：無料（テキスト等も無料）

以上

【申込書】

ファックス番号：0596 (22) 0155

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部

11月30日の「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」に出席します。

事業所名	
参加者名	
ご連絡先	FAX :
	電話番号 :

※お申し込みは、定員（100名）になり次第、締め切らせていただきます。
※複数の申し込みをされた場合、申し込みの状況によっては出席者の調整をお願いすることがあります。

【連絡先】

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部
説明会コーディネーター
村田労働衛生コンサルタント事務所
〒519-0505 伊勢市小俣町本町 301
TEL : 090-1569-5134
FAX : 0596-22-0155
E-mail : murata-cih@khh.biglobe.ne.jp

【説明会会場】

サン・ワーク津：津市島崎町 143-6 TEL : 059-227-3157
(交通：津駅三交バス「イオン津」下車3分)



〔駐車場：110台（無料）〕

※会場の使用状況によっては満車になる場合があります。
※上記の三交バス等をご利用ください。